# 5条協議・7条措置関連条文及び指針の内容

〇 商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)(抄)

## 附 則

(労働契約の取扱いに関する措置)

- 第五条 会社法(平成十七年法律第八十六号)の規定に基づく会社分割に伴う労働契約の承継等に関しては、会社分割をする会社は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律 (平成十二年法律第百三号)第二条第一項の規定による通知をすべき日までに、労働者と協議をするものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、同項の労働契約の承継に関連して必要となる労働者の保護 に関しては、別に法律で定める。
- 〇 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成十二年法律第百三号)

(労働者の理解と協力)

- 第七条 分割会社は、当該分割に当たり、厚生労働大臣の定めるところにより、その雇用する労働者の理解と協力を得るよう努めるものとする。
- 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則(平成十二年労働省令第四十八号)

(労働者の理解と協力)

第四条 分割会社は、会社分割に当たり、そのすべての事業場において、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との協議その他これに準ずる方法によって、その雇用する労働者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

- 〇 分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協 約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針(平成十二年労働省告示第百二十 七号)
- 4 労働者の理解と協力に関する事項
- (1) 商法等改正法附則第5条の協議
  - イ 労働者との事前の協議

商法等改正法附則第5条の規定により、分割会社は、法第2条第1項の規定による 通知をすべき日(以下「通知期限日」という。)までに、承継される事業に従事して いる労働者と、会社分割に伴う労働契約の承継に関して協議をするものとされている こと。

分割会社は、当該労働者に対し、当該効力発生日以後当該労働者が勤務することとなる会社の概要、当該労働者が法第2条第1項第1号に掲げる労働者に該当するか否かの考え方等を十分説明し、本人の希望を聴取した上で、当該労働者に係る労働契約の承継の有無、承継するとした場合又は承継しないとした場合の当該労働者が従事することを予定する業務の内容、就業場所その他の就業形態等について協議をするものとされていること。

ロ 法第7条の労働者の理解と協力を得る努力との関係

当該協議は、承継される事業に従事する個別労働者の保護のための手続であるのに対し、法第7条の労働者の理解と協力を得る努力は、下記(2)のとおり、会社分割に際し分割会社に勤務する労働者全体の理解と協力を得るためのものであって、実施時期、対象労働者の範囲、対象事項の範囲、手続等に違いがあるものであること。

ハ 労働組合法上の団体交渉権との関係

会社分割に伴う労働者の労働条件等に関する労働組合法第6条の団体交渉の対象事項については、分割会社は、当該協議が行われていることをもって労働組合による当該会社分割に係る適法な団体交渉の申入れを拒否できないものであること。

ニ 協議に当たっての代理人の選定

労働者が個別に民法の規定により労働組合を当該協議の全部又は一部に係る代理人として選定した場合は、分割会社は、当該労働組合と誠実に協議をするものとされていること。

#### 木 協議開始時期

分割会社は、通知期限日までに十分な協議ができるよう、時間的余裕をみて協議を 開始するものとされていること。

へ 会社分割の無効の原因となる協議義務違反

商法等改正法附則第5条で義務付けられた協議を全く行わなかった場合又は実質的にこれと同視し得る場合における会社分割については、会社分割の無効の原因となり得るとされていることに留意すべきであること。

### (2) 法第7条の労働者の理解と協力を得る努力

#### イ内容

分割会社は、法第7条の規定に基づき、当該会社分割に当たり、そのすべての事業場において、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との協議その他これに準ずる方法によって、その雇用する労働者の理解と協力を得るよう努めるものとすること。「その他これに準ずる方法」としては、名称のいかんを問わず、労働者の理解と協力を得るために、労使対等の立場に立ち誠意をもって協議が行われることが確保される場において協議することが含まれるものであること。

## 口 対象事項

分割会社がその雇用する労働者の理解と協力を得るよう努める事項としては、次のようなものがあること。

- (イ) 会社分割をする背景及び理由
- (ロ) 効力発生日以後における分割会社及び承継会社等の債務の履行に関する事項
- (ハ) 労働者が法第2条第1項第1号に掲げる労働者に該当するか否かの判断基準
- (二) 法第6条の労働協約の承継に関する事項
- (ホ) 会社分割に当たり、分割会社又は承継会社等と関係労働組合又は労働者との 間に生じた労働関係上の問題を解決するための手続

## ハ 労働組合法上の団体交渉権との関係

会社分割に伴う労働者の労働条件等に関する労働組合法第6条の団体交渉の対象 事項については、分割会社は、法第7条の手続が行われていることをもって労働組合 による当該会社分割に係る適法な団体交渉の申入れを拒否できないものであること。

### 二 開始時期等

法第7条の手続は、遅くとも商法等改正法附則第5条の規定に基づく協議の開始までに開始され、その後も必要に応じて適宜行われるものであること。